

事業所の規模の計算に係る留意事項【通所リハビリテーション事業所】

事業所規模による区分については、算定年度の前年度の1月当たりの平均利用延人員により算定すべき通所リハビリテーション費を区分することとされている。（例えば令和5年度の通所リハビリテーション費については、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年2月28日 ※3月を除く）の1月当たりの平均利用延人員により区分する。）

1 事業所の規模

区分	厚生労働大臣が定める施設基準（費用告示一九イロハニ）
通常規模型 通所リハビリテーション費	前年度1月当たり平均利用延人員数が750人以内
大規模型 通所リハビリテーション費（Ⅰ）	前年度1月当たり平均利用延人員数が750人を超え 900人以内
大規模型 通所リハビリテーション費（Ⅱ）	前年度1月当たり平均利用延人員数が900人を超える

2 前年度の平均利用延べ人員数の算定方法

（1）一般的事項

○（別紙18-2）通所事業所規模確認書（通所リハビリテーション事業所）により計算すること。

○既存の事業所（前年度の実績が6月以上の事業所に限る）の場合の計算方法

前年度において通所リハビリテーション費を算定している各月（3月は除く）の利用者数の合計を月数で除した数とする。

【利用者数の計上方法】

- ・ 6時間以上7時間未満の介護報酬を算定している利用者及び7時間以上8時間未満の介護報酬を算定している利用者
→利用者数をそのまま計上する。
- ・ 4時間以上5時間未満の介護報酬を算定している利用者及び5時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者
→利用者数に4分の3を乗じて計上する。
- ・ 2時間以上3時間未満の介護報酬を算定している利用者及び3時間以上4時間未満の介護報酬を算定している利用者
→利用者数に2分の1を乗じて計上する。
- ・ 1時間以上2時間未満の介護報酬を算定している利用者
→利用者数に4分の1を乗じて計上する。

○前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）の場合の計算方法

利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。

[参考例]

運営規程の定員：20人

営業予定日数：22日（1月当たりの営業予定日数）

$20人 \times 0.9 \times 22日 = 396人$ → 通常規模型

（2）定員変更の取扱い

○前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする場合（前年度の実績（前年度の4月から2月まで）が6月以上ある事業所）

→上記「前年度の実績が6月に満たない事業所」の取扱いと同じ。

（3）介護予防通所リハビリテーションの取扱い

○指定通所リハビリテーション事業所が指定介護予防通所リハビリテーション事業所の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合

- ・介護予防通所リハビリテーションの前年度の1月当たりの平均利用延人員数も含めて計算する。
- ・介護予防通所リハビリテーションの利用者数を加える際には、単純に延人員数を加えるのではなく、利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、利用時間が2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。
- ・ただし、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない（ある日の介護予防の利用者が午前中は5名、午後は10名であれば、その日の介護予防の利用者は10名として計算しても差し支えない。）。

○指定通所リハビリテーション事業所が指定介護予防通所リハビリテーション事業所の指定を併せて受けているが、一体的に事業を実施していない場合

当該平均利用延人員には当該介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。

（4）同一事業所で2単位以上の通所リハビリテーションを提供する場合

利用者数の計算は、すべての単位を合算して行う。

（5）暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合

いわゆる暫定ケアプランによりサービス提供を受けている者は、平均利用延人員数の計算に当たって含めない取扱いとする。

（6）正月等の特別な期間を除き毎日事業を実施している場合

毎日事業を実施した月においては、当該月の利用延人員数に6/7を乗じた数によるものとする。